

令和4年度弘前市町会事務費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が行う市民生活の向上を図るために市に協力する事務（以下「協力事務」という。）を促進し、もって市政の円滑な運営を図るため、町会に対し、令和4年度予算の範囲内において弘前市町会事務費交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「町会」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 弘前市の区域における字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行い、又は行うことが明らかであるもの
- (2) 次条第1項の規定による届出をしたもの(同条第2項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされるものを含む。)

(協力届の提出等)

第3条 協力事務を行おうとするものは、令和4年度行政事務の協力届（様式第1号。以下「協力届」という。）、を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度までにおいて協力届を提出したものであって令和4年度においても引き続き協力事務を行うこととして令和4年度弘前市町会事務費交付金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を提出したものについては、交付申請書の提出をもって協力届の提出があったものとみなす。

3 協力事務を廃止しようとする町会は、あらかじめ協力事務廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(協力事務)

第4条 交付金の交付の対象となる協力事務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報
- (2) 調査
- (3) 文書の配布
- (4) その他市長が依頼する事務

(変更の報告)

第5条 町会は、町会の名称、代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、基本額10,000円に、令和4年4月1日現在における町会に加入する者の属する世帯の数（以下「町会加入世帯数」という。）に700円を乗じた額を加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月2日以後新たに協力事務を開始した町会に交付する交付金の額は、基本額10,000円に、協力届の提出があった日（以下「提出日」という。）における町会加入世帯数に700円を乗じた額を加えて得た額を12で除して得た額に提出日の属する月から起算して令和5年3月までの月数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする町会（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、令和4年6月30日とする。ただし、令和4年4月2日以後新たに協力事務を開始した町会については、市長が指定した日とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付申請書及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を審査し、又は調査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付を決定するものとする。

(1) 当該申請に係る交付金の交付が予算で定めるところに違反していないこと。

(2) 金額の算定に誤りがないこと。

(3) その他交付金の交付の決定に必要なこと。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付金の交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、交付金の交付の決定を受けた場合における交付の条件とする。

(1) 協力事務を廃止する場合は、あらかじめ協力事務廃止届（様式第3号）を市長に提出すること。

(2) 協力事務の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 協力事務の遂行にあたっては、市が定める「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（平成27年弘前市告示第529号）に基づくこと。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び前条の規定による交付の条件を令和4年度弘前市町会事務費交付金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請者は、前条の通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容に不服があるときは、交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、交付金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定に際し付した条件を変更することができる。

2 市長が前項の規定により交付金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により協力事務の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他市長が特に必要があると認める場合に限る。

3 第10条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(収支報告)

第13条 交付金の交付の決定を受けた町会（以下「交付対象者」という。）は、当該町会の令和4年（度）の収支の状況に関する書類を当該町会の会計年度終了後速やかに市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付対象者が協力事務を廃止したとき、又はこの要綱の規定若しくは

市長の指示に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第10条の規定は、前項の取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第15条 弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号）第16条、第18条及び第19条の規定は、この交付金についても適用があるものとする。

(交付方法)

第16条 市長は、交付金の交付の決定後、町会が指定する口座に交付金を振り込むものとする。

(帳簿等の保管)

第17条 交付対象者は、交付対象事務に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類を、令和10年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の協力事務について適用する。

(追加交付)

2 市は、次の各号に掲げる町会の区分に応じ、当該各号に定める額（令和4年4月2日以後に協力事務を開始した町会にあっては、当該額を12で除して得た額に提出日の属する月から起算して令和5年3月までの月額を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額））を、第6条の交付金の額に追加して交付することができる。

(1) 町会加入世帯数が100世帯以下の町会 10,000円

(2) 町会加入世帯数が101世帯以上300世帯以下の町会 8,000円

(3) 町会加入世帯数が301世帯以上500世帯以下の町会 6,000円

(4) 町会加入世帯数が501世帯以上の町会 4,000円

3 第7条から第17条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第7条第2項中「令和4年6月30日」とあるのは「令和4年8月31日」と読み替えるものとする。

様式第1号（第3条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者名

令和4年度行政事務の協力届

令和4年度弘前市町会事務費交付金交付要綱第4条の市への協力事務を行いますので、同要綱第3条第1項の規定により届出します。

備考 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者名

令和4年度弘前市町会事務費交付金交付申請書

令和4年度において実施する協力事務について、交付金の交付を受けたいので、令和4年度弘前市町会事務費交付金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする交付金の額

_____ 円

2 町会加入世帯数

_____ 世帯

3 交付金の額の算定根拠

備考 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者名

協力事務廃止届

協力事務を廃止したいので、令和4年度弘前市町会事務費交付金交付要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 協力事務を廃止する理由
- 2 協力事務の廃止の時期

備考 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

弘市協収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和4年度弘前市町会事務費交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記交付金については、交付することに決定したので、令和4年度弘前市町会事務費交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付金の額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 協力事務を廃止する場合は、あらかじめ協力事務廃止届（様式第3号）を市長に提出すること。
- (2) 協力事務の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 協力事務の遂行にあたっては、市が定める「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」に基づくこと。

3 その他

- (1) 令和4年（度）の収支の状況に関する書類を町会の会計年度終了後速やかに市長へ提出してください。
- (2) 交付対象事務に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類を、令和10年3月31日まで保管してください。

担当：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384